

社 会 福 祉 法 人 敬 愛 会

幼保連携型認定こども園 こずかたこども園

大 切 な お 知 ら せ

1 運営主体

名称・代表者氏名	社会福祉法人敬愛会 理事長 木村 宗孝
所在地及び連絡先	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割100番地 電話番号：019-697-6355

2 当園の概要

名 称	幼保連携型認定こども園 こずかたこども園
所在地及び連絡先	岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第5地割335番地 電話番号：019-698-3008 FAX：019-611-0221 緊急時：080-1195-3887(園携帯)
施設長氏名	園長 笹森 吉子
開設年月日	平成31年4月1日（平成25年度から平成30年度まで保育所として運営）
利用定員	106名（1号認定児6名、2・3号認定児100名）
面 積	園舎 721.46㎡ 園庭 438.73㎡
職員の研修	内外研修を計画的に実施し、職員の資質と教育・保育の質の向上に努めます。
法人HP	http://www.shiwasou.jp/index.html

3 施設の目的、運営の方針

(1) 施設の目的

当園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な教育・保育を提供します。

(2) 運営の方針

医療福祉多機能ビル「ケアセンター南昌」の基本方針である「ふれあい・安らぎ交流駅」計画に基づき、安心・安全な環境の下で、教育・保育を一体的に進めるとともに、子ども達が心身共に豊かに成長できるよう努め、子どもと保護者、保育者が育ち合う「こずかたこども園づくり」を進める。

4 提供する特定教育・保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び教育・保育課程に基づいて、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供します。

5 特色ある保育

幼老交流	園児が、高齢者と日常的に交流する。
英語で遊ぶ	ゲームや歌、リズムを通して、英語に親しむ。
体育教室	基本的な運動遊びを通して、体力づくりをする。
運動遊び・サッカー教室	体を使った遊びを通して、基礎的な動きを身につける。
フラワーフレンド	身近な花に親しみ、フラワーアレンジメントを楽しむ。
地域との交流	地域との交流を深め、こずかたこども園児の活動を発信する。

6 特別事業等の概要

事業の種類		事業内容
子育て支援事業	延長保育	残業や就労形態の多様化に対応し、保育時間の延長を行う。
	休日保育	勤務のため、日曜日、祝祭日の保育に欠ける児童の保育を行う。
	体調不良児対応型	保育中に体調不良となった児童を保護者が来るまでの間保育を行う。
	一時預かり	一時的な保育を必要とする、在園児ではない児童に対し保育を行う。
	預かり保育	1号認定児に対して、実施する。
	子育て支援	園開放を実施し、子育ての悩みや不安等の相談を受ける。
	出前講座	子育てについての講座を開き、地域貢献を行う。

7 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1人	1人		職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
副園長	1人	1人		園長を補佐し、こども園の運営管理を行い職員を統率する。
主幹保育教諭	2人	2人		副園長を補佐し、保育課程の立案、保育計画及び保育を行う。 また、地域の子育て支援事業を行う。
指導保育教諭	2人	2人		主幹保育教諭を補佐すると共に、保育教諭に助言等を行う。
保育教諭	15人	13人	2人	教育・保育課程の立案、計画及び教育・保育を行う。
保育補助	2人		2人	教育・保育の補助を行う。
栄養士	(1)人	(1)人		子どもの発達段階に応じた献立の作成及び食育を行う。(外部委託)
調理員	(3)人	(3)人		献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。(外部委託)
看護師	2人	2人		子どもの健康管理と体調不良児対応を行い、また、全般の衛生管理を行う。
事務員	1人	1人		会計等事務業務全般を行う。

※1 ケアセンター南昌内の給食室において、外部業者「株式会社メフォス北日本」に給食業務を委託しています。

2 株式会社メフォス北日本の管理栄養士が食育等を担当します。

8 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	午前7時から午後6時まで
教育・保育を提供する時間	教育標準時間認定に係る教育時間（1号認定） 午前8時30分から午後2時30分まで（6時間） 保育標準時間認定に係る保育時間（2・3号認定） 午前7時から午後6時まで（11時間） 保育短時間認定に係る保育時間（2・3号認定） 午前8時30分から午後4時30分まで（8時間）
延長保育時間 預かり保育時間	【延長保育】 「保育標準時間」

	月曜日～金曜日：午後６時から午後７時まで（24時間対応延長保育を実施） 土曜日：午後６時から午後７時まで 「保育短時間」 月曜日～土曜日：午前７時から午前８時３０分まで 午後４時３０分から午後６時３０分まで 【預かり保育】 「教育標準時間」 月曜日～土曜日：午前７時から午前８時３０分まで 午後２時３０分から午後６時まで
休所日	日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

9 利用料金

(1) 利用者負担（保育料）

当該市町村が定める保育料を、こずかたこども園にお支払いいただきます。

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食費(3.4.5歳児クラス)	給食のご飯・パン等、主食提供にかかる一部費用	月額1,000円
副食費(3.4.5歳児クラス)	給食の副食の材料にかかる費用	月額5,000円

※副食費について、年収360万円未満相当の世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降の子ども(就学前児童から数えて第3子以降の子ども)は免除になります。

(3) 保険加入に係る利用者負担金

共済事業団体	利用者負担金	当園負担金	合計金額
一般財団法人岩手県学校安全互助会	350円	85円	435円
独立行政法人日本スポーツ振興センター			

(4) 延長保育・預かり保育の利用料

延長保育利用料（2・3号認定児）			
保育必要量	延長保育時間	月額	日額(月2回まで)
保育標準時間	午後6時01分から午後7時まで	2,000円	200円
	午後6時から午前7時まで	1回あたり	3,200円
保育短時間	午前7時から午前8時30分まで	1,000円	100円
	午後4時31分から午後5時30分まで	2,000円	200円
	午後5時31分から午後6時30分まで	1,000円	100円

預かり保育利用料（1号認定児）		
預かり保育時間	月額	日額(月2回まで)
午前7時から午前8時30分まで	1,000円	100円
午後4時31分から午後6時まで	2,000円	200円

10 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(1) 利用の開始について

矢巾町の利用調整に基づき当園の利用が決定され、市町村から教育・保育の実施について委託を受けた時に利用を開始します。

(2) 利用の終了について

次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了いたします。

ア 1・2・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）。

イ 保護者から当園利用の取消しの申出があったとき。

ウ 町がこども園の利用継続が不可能であると認めたとき。

エ その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(3) 利用に当たっての留意事項

入所要件に変更があった場合は、速やかに当園に報告願います。

11 学校医等

以下の医療機関と嘱託契約を締結しています。

区 分	内 科	歯 科	薬剤師
医療機関の名称	岩手県立療育センター	煙山歯科医院	あざみ薬局 本宮店
氏 名	(小児科医)	松木 和彦	藤川 由佳
所在地	矢巾町医大通 2丁目1番3号	矢巾町大字上矢次 第7地割126番地	盛岡市本宮 2丁目20番18号
電話番号	019-601-2777	019-697-7900	019-631-2888

12 緊急時等における対応方法

教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、必要に応じ、学校医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ対処しますので、あらかじめ御了承願います。

※職員室にAEDを設置しています。

13 非常災害対策

防火管理者	中山 亮
消防計画届出年月日	平成28年10月11日
防災訓練	避難訓練は、毎月1回実施します。(火災、地震、水害、不審者対応等) ケアセンター南昌全体で年2回程度実施します。
防災設備	消火器、消火用散水栓、自動火災警報器、スプリンクラー設備、誘導灯及び誘導標識、避難口及び避難階段(避難すべり台)、強化ガラス、さすまた
最終避難場所	こずかたランド(園庭)

14 虐待の防止のための措置に関する事項

子どもの人権の擁護・虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対する研修の実施
その他必要な措置を講じます。

15 苦情相談窓口

相談・苦情受付担当者	佐々木 裕美（副園長）
	道下 照代（主幹保育教諭）
相談・苦情解決責任者	笹森 吉子（園長）
第三者委員	熊谷 健一 電話番号：019-638-2950
	佐藤 由子 電話番号：019-638-0238
	菊池 由紀 電話番号：019-698-1104
	佐々木 和博 電話番号：019-697-5019
受付方法	面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

16 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	社会福祉施設総合損害補償「保育所・認定こども園の損害補償」
内容	当園が施設管理や施設業務などに起因する事故により法律上の賠償責任を負った場合及び当園の什器・備品が偶然の事故により損害を負った場合の補償です。

当園の責任と認められる事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに損害を賠償します。

17 個人情報の取扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は厳守します。

18 その他の留意事項

駐車場について

- (1) 駐車場は、建物の西側駐車場をご利用ください。
- (2) 子どもの急な飛び出し等、事故の無いよう気を付けて、手をつないで歩きましょう。

19 利用料の支払い方法

保育料、特別保育料、給食費、保険料(毎年4月に1回)についての請求書を配布いたしますので、下記の方法でお支払いください。

なお、お支払い方法について、一度ご連絡願います。

- (1) 指定口座に振込み（毎月26日までをお願いします。）※手数料はご負担いただいております。
- (2) 口座振替サービスの利用（毎月26日に口座から引き落としされます。26日が土、日、祝日の場合は、翌の銀行営業日となります。）

※申し込みの約2か月後から開始されます。

- (3) スマホ決済アプリ「Pay Pay」の利用（QRコード決済で毎月26日までをお願いします。）

※1 利用受付日時：平日の午前8時30分から午後5時30分まで

2 対応可能職員：事務 ※事務不在時…園長・副園長

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名：幼保連携型認定こども園 こずかたこども園

説明者職名：園長 笹森 吉子

私は、書面に基づいて幼保連携型認定こども園こずかたこども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名： 印

児童から見た続柄：

児童氏名：

児童氏名：

児童氏名：